

商品概要説明書

「相続定期貯金Ⅱ」

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(複利型) (愛称:相続定期貯金Ⅱ)
2. 販売対象	○相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方(不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 取扱期間	○令和7年4月1日(火)～令和7年9月30日(火)
4. 預入期間	○定型方式:3年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○一契約当り 100万円以上1,000万円未満 ○1円単位
6. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」 ※ 不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※ 死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。(ただし、一部支払い後の定期貯金残高が100万円以上必要です。)
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	○預入時の店頭表示利率に0.2%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続時には、継続日におけるスーパー定期3年ものの店頭表示利率を適用します。 ○満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり金利上乗せとはなりませんので、ご了承ください。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○ <u>20.315%</u> (国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。

(5) 金利情報の 入手方法	○金利は店頭に表示しています。
9. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
10. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 ……… 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×90%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置お よび紛争解決措 置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考とな る事項	○原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 ○金利環境の変化等により、お取り扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAおおいがわホームページにてお知らせいたします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAおおいがわ